2版

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科研費 KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　２年　７月　１日現在

機関番号：３２６４３

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：１７Ｋ１３５３５

研究課題名（和文）江戸幕府の政務処理と幕藩関係

研究課題名（英文）The settlement of political affairs by the Tokugawa Bakufu and its relations with Japan's feudal domains

研究代表者

山本　英貴（Yamamoto, Hideki）

帝京大学・文学部・准教授

研究者番号：９０７１１１０１

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,600,000円

研究成果の概要（和文）：　本研究では、山口県文書館、早稲田大学図書館、国文学研究資料館、弘前市立図書館を訪問し、徳川家斉期における幕府と大名家（＝藩）との関係がうかがえる史料を収集した。収集したのは、官位昇進や行列道具の所持など大名家の家格上昇に関わる一件史料である。そして、収集した史料の分析から、次の二つの点を明らかにした。一つは、大名家が月番老中に提出した願書は月番から願書の内容に関わる役人に渡され、役人は願書とその採用・不採用について記した評議書を月番に返したことである。もう一つは、月番は評議書をもとに他の老中と合議し、願い出の採用・不採用を決めていたことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、大名家に残される史料の分析から、大名の願い出とそれに対する江戸幕府の回答が明らかにされてきた。これに対し、本研究は、幕府の役人が残した史料を分析し、大名の願い出は幕府内におけるどのような議論のもと採用・不採用にされていたのか、その議論の内容を明らかにした。これにより、大名が幕府に願書を提出し、それが幕府内において審査され、その結果が大名家に伝えられる、という一連の流れを復元することに成功した。

研究成果の概要（英文）：In this research, we visited the Yamaguchi Prefectural Archives, Waseda University Library, National Institute of Japanese Literature, and Hirosaki City Public Library, and collected historical materials that show the relationship between the Shogunate and the Daimyo family during the Tokugawa Ienari era. What we have collected is a historical record related to the daimyo court ranking promotion, such as the promotion of officials and possession of parade tools. the following two points were clarified from the analysis of the collected historical materials. One is that the application submitted by the feudal lord to the Bakufu elder in charge for the month (Tsukiban Rojy) was passed from Tsukiban to the officials involved in the content of the application, and the official returned the application form and the council describing the adopted / not adopted to Tsukiban.The other is that the Tsukiban was decided based on the council Rojyu to decide whether to apply or not to apply.

研究分野：日本近世史

キーワード：幕藩関係　徳川家斉　萩藩毛利家　岡山藩池田家　政務処理　自分仕置　家格

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様　式　Ｆ－１９－２

１．研究開始当初の背景

江戸幕府と大名家（＝藩)、大名家と大名家との関係については現在、大名家の留守居、御用頼の幕府役人、幕府奥右筆という三つの視角から研究が進められている。

まず、大名家が幕府に願い出を認めてもらうには、自家の主張には正当性（＝先例）があることを示す必要があった。そのため大名家は、いずれも留守居とよばれる職を設置して、留守居を幕府の役人や他家の同僚たちと交流させ、さまざまな先例を収集した。結果、留守居のもとには多くの情報が集積し、現在、その情報の分析が幕府と大名家、大名家と大名家との関係を明らかにする重要な論点であることが指摘されている。

次に、幕府に願い出を認めてもらうには、願い出を審査する幕府の役人たちと御用頼の関係になり、便宜を図ってもらうことも必要であった。この御用頼の役人の分析も、幕府の側から大名家との関係をみる、という点で重要である。

また、幕府は大名家からの願書やそれに対する審査所見などを管理するため、奥右筆という職を設けていた。奥右筆のもとに集積された文書をみると、大名家が提出した願書は、受理した老中から審査に適任だと思われる役人のもとへ回され、老中が役人の審査結果を叩き台として、合議のうえ採用・不採用を決めていたことが明らかになっている。

さて、研究代表者は「幕藩関係史の研究動向」（本田毅彦編著『つながりの歴史学』所収、北樹出版、2015 年）という論文で、三つの視角それぞれの研究史について整理した。そうしたところ､いずれも幕府と大名家との関係を明らかにしていくうえで重要な論点として理解されているが、それぞれ独立して分析が深められていることを確認した。

２．研究の目的

上記、三つの視角を総合して幕府と大名家、大名家と大名家との関係を問い直せばどのような結果が得られるか。このような問題関心から、まず、大名家文書に比べて圧倒的に点数が少ない奥右筆文書をもとに、大名家が提出した願書は幕府のなかでどのように処理されていたのか、という流れを把握する。次に、奥右筆文書に現れる大名家を対象として、願書に関係する文書を収集・分析し、願書作成にあたっての幕府役人への根回しや、他家留守居との交渉過程を明らかにする。これにより、大名家が幕府に願書を提出し、それが幕府内において審査され、その結果が大名家に伝えられる、という一連の流れを完全に復元することが本研究の目的である。

３．研究の方法

奥右筆文書に収録される大名の願書と､願書の採否について記した役人の評議書を検討したところ、願書は 11 代将軍徳川家斉の時期のもの、願い出の内容は官位の昇進や行列道具の所持など家格に関するものであった。さらに、評議書の内容から家格問題に対する幕府の対応が理解できたので、「４．研究成果」欄に記した各機関を訪問し、大名家が家斉期に提出した家格に関する史料を収集・分析することにした。

４．研究成果

三年間の研究期間中に山口県文書館、早稲田大学図書館、国文学研究資料館、弘前市立図書館を訪問し、徳川家斉期における幕府と大名家との関係がうかがえる史料について、デジタル撮影あるいはマイクロフィルムの紙焼きにより収集した。調査の内容と収集した史料の概要、および史料の分析から得られた成果は下記の通りである。

（１）　山口県文書館では、①「長府清末御両敬事　全」、②「中川飛騨守様江御答書写　長府清末両敬之儀ト有之下書」、③「長府御心願事　長府清末御両敬事」、④「清末取鎮一件」、⑤「御内願一事」、⑥「岩国内願一件」、⑦「徳山御内願一件」などの史料を収集した。①～③は、長府藩毛利家が分家にあたる清末藩毛利家（両家とも萩藩毛利家の分家）に対して、それまで双方が同等の敬意を払っていた両敬から清末が長府にのみ敬意を払う片敬へと関係を変えたいと主張したことにより起こった、萩・長府・清末三藩間の争論に関する史料である。③については、長府毛利家が萩毛利家や老中などの幕府役人に対し､長府藩主を幕府の役職に就けたいと運動している史料､この動きをうけて萩が長府や幕府役人とどのような交渉を行ったのかを示す史料も含んでいる。④は、長府と清末の両毛利家が両敬の問題で揉める発端となった事件の一件史料である。⑤は、萩毛利家が文政 10 年（1827）から安政 6 年（1859）に至り、老中や御側御用取次などへ提出した、官位昇進や行列道具の使用についての内願書を編年でまとめた史料である。⑥は文政 9 年から天保 10 年（1839）に至る、萩毛利家の家臣吉川家の家格上昇をめぐる吉川家と萩とのやり取り、吉川家の家格上昇に関する萩から老中への願い出などを収録した史料である。⑦は、文化 14 年（1817）から天保 8 年に至る、萩毛利家と徳山毛利家との間でやり取りされた徳山の城主格内願についての交渉記録、および萩から老中に提出された徳山の城主格内願に関する文書などからなる史料である。

上記のうち、①と③は研究協力者とともに全文を翻刻し、将来の史料紹介に備えて目録も作成した。さらに、①～⑦の分析により得られた成果は 2019 年に歴史学研究会大会で報告し、同会発行の雑誌に論文として掲載することができた。

（２）　早稲田大学図書館では、①「江本竹蔵一件」に関する史料、②行列道具の金紋挟

箱所持に関する史料を収集した。①は、岡山藩池田家の元武家奉公人（江本竹蔵）の処分をめぐる、池田家と庭瀬藩板倉家との交渉、および池田家と幕府との交渉過程を記した史料である。この史料の分析により得られた成果は 2017 年に日本史研究会大会で報告し、同会発行の雑誌に論文として掲載することができた。②は、池田家が幕府に金紋挟箱を持ちたいと願い出るため、老中などの幕府役人と交渉していたことを示す一件史料である。②は収集した他の史料と違って宝永～正徳期（1704～16）のものであり、家斉期の実態を示すものではない。しかし②を分析すれば、大名家は幕府に要求を認めてもらいやすくするために、老中と御用頼の契約を結ぶことになるが、そもそも契約を結ぶにあたりどのように老中に接近していったのか、その実情を知ることができる。幕府と藩との関係について考察する有益な素材になり得るので、分析を進めている。

（３）　国文学研究資料館では、①「下乗橋内江御挟箱入之儀御伺一件」とそれに関係する史料、②相馬大作事件の関係史料を収集した。①は、松代藩真田家の藩主幸専が文化 12 年（1815）、江戸城中御門の外まで挟箱を一つ持ち込みたいと願い出た一件に関する史料である。この一件の分析から、大名は老中に行列道具の所持を願い出る場合、事前に行列問題を司る徒目付に願書の添削を願い出ていたこと、老中に伺書を提出して判断を仰ぐか内慮伺を提出して判断を仰ぐかでその後の対応に違いがみられたこと、すなわち伺と内慮伺という文書の性格の違いを知ることができた。②については、弘前藩津軽家の藩主寧親が相馬大作に襲撃されそうになった事件（1821 年）のなかでも、津軽家の家老らが一橋治済や田安斉匡など将軍家斉の親類と対応を協議し、事件後の政治的混乱を治めようとする史料を収集した。

（４）　弘前市立図書館では、『津軽家文書』に収録される相馬大作事件の関係史料を調査した。すなわち、①「弘前藩庁日記」から事件に関する記事を悉皆的に採録し、②「神田橋（＝一橋治済）様・田安様（＝田安斉匡）ゟ御内慮之儀ニ付始末取調覚書」と呼ばれる国文学研究資料館での調査結果を補完する史料を収集した。

（５）　研究期間中に発表した①と③の論文により、大名と幕府はそれぞれ家格の問題にどのように対応していたのか明らかにすることができた。
　大名は御用頼の契約を結んだ役人などと協議のうえ願い出の書類を完成させ、月番老中に提出した。このとき月番は、御用頼であることが望ましかった。なぜなら大名によっては老中だけでなく、願い出に関わる役人とも御用頼の関係になっており、御用頼の老中が月番のときに願い出れば、御用頼の役人のもとへ審査を回してもらえたからである。そうすれば、御用頼の役人から返ってくる審査結果が、願い出を認める旨になっていることは明白であり、その結果をもとに御用頼の月番老中が他の老中に説明すれば、願い出も通り易くなるからであった。
　しかし、大名により範囲は異なるものの、幕府に願い出を認めてもらうため、官僚機構の頂点に立つ老中とはいずれも御用頼の関係になっておきたかったと考えられる。それはすなわち、どの老中も複数の大名と御用頼の関係にあったことを示している。老中Ａが御用頼の関係にある大名㋑の願い出を認めれば、同じくＡと契約している、家格的には㋑と同等あるいは格上と考えている大名㋺からＡのもとへ、または㋺から契約している老中Ｂのもとへ、同様の願い出が出されることになる。これを際限なく認めれば、家格を餌に大名を統制するという幕府の方針にくるいが生じてしまう。したがって、御用頼の老中が月番として大名家の願い出を認めるように説明しても、老中間の合議により否決されることはあったのである。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計3件（うち査読付論文　1件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

１．著者名 山本英貴	４．巻 第126編第6号
２．論文標題 「江戸幕府の政務処理と幕藩関係‐家斉期の行列道具を素材として‐」	５．発行年 2017年
３．雑誌名 『史学雑誌』	６．最初と最後の頁 62‐84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.24471/shigaku.126.6_62	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 山本英貴	４．巻 667号
２．論文標題 「岡山藩の自分仕置と対幕藩交渉‐江本竹蔵一件を素材として‐」	５．発行年 2018年
３．雑誌名 『日本史研究』	６．最初と最後の頁 72‐93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 山本英貴	４．巻 989
２．論文標題 家斉期の幕藩関係‐毛利家の家格上昇運動を素材として‐	５．発行年 2019年
３．雑誌名 歴史学研究	６．最初と最後の頁 103-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計3件（うち招待講演　2件／うち国際学会　0件）

１．発表者名 山本英貴
２．発表標題 「岡山藩の自分仕置と対幕藩交渉‐江本竹蔵一件を素材として‐」
３．学会等名 日本史研究会（招待講演）
４．発表年 2017年

１．発表者名 十川陽一、山本英貴、出口雄一
２．発表標題 書評『日本法史から何がみえるか』について
３．学会等名 法制史学会近畿部会
４．発表年 2019年

１．発表者名 山本英貴
２．発表標題 家斉期の幕藩関係－毛利家の家格上昇運動を素材として－
３．学会等名 歴史学研究会（招待講演）
４．発表年 2019年

〔図書〕　計1件

１．著者名 山本英貴（共編者）	４．発行年 2018年
２．出版社 弘文堂	５．総ページ数 526頁（担当個所は226－257頁）
３．書名 『概説日本法制史』（第7章「江戸幕府の統治システム」を担当）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
研究協力者	堀　智博 (Hori Tomohiro)		